

定期積金規定《スーパー積金》

1. (掛金の払込み)

定期積金（以下「この積金」という。）は証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ずこの証書を持参してください。

2. (給付契約金の支払時期)

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

3. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の利回によって計算した遅延利息をいただきます。

4. (給付補填金等の計算)

(1) この積金の給付補填金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、次により利息相当額を計算します。

① この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

② 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めたときは、この預金は、満期日前に解約できません。当金庫がお客さまからの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、次の③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③ 上記の①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。

A 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。

解約日における普通預金利率

B 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。

約定年利回×60%（小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）

C 上記 A、B の計算による利率が約定年利回りを上回る場合は約定年利回りを適用利率とします。

④ この計算の単位は1円とします。

5. (先払割引金の計算等)

(1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。

(2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

6. (満期日以後の利息)

この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

7. (規定内容の変更)

当金庫は、お客さまに事前に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更することができるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

この預金には、本規定のほか、「定期性預金共通規定」が適用されるものとします。

以上